公益社団法人日本キャンプ協会公認キャンプインストラクター養成

# 課程認定団体マニュアル

## 2021年度版



公益社団法人 日本キャンプ協会

## もくじ

#### <キャンプインストラクター養成に関する諸手続きについて>

1.	事務手続きの流れ	1
2.	課程認定団体の年度更新手続きについて	2
3.	養成プログラムの実施から登録申請手続きまで	3
4.	キャンプインストラクター資格取得後について	7

課程認定団体の皆様に向けたお知らせや各種資料、様式、テキストの注文手続きの窓口などが掲載された専用 WEB ページを用意しています。日本キャンプ協会WEB サイトの課程認定団体向け情報よりご確認ください。

## 1. 事務手続きの流れ

│年度当初│ ※詳細は2ページ

#### 課程認定団体としての更新手続き

- ◆「団体会費」の納入(「団体会費」の請求は毎年4月下旬頃を予定しています。)
- ◆「養成実施計画書」の提出(様式СⅠ-5)
- ◆「養成カリキュラム実施計画書」の提出(様式CI-3) ※変更がある場合のみ
- ◆「課程認定内容変更申請書」の提出(様式C I 4)

※変更がある場合のみ

## │講義・実習の実施前(2週間前) │※詳細は3ページ

- ◆登録用紙と認定証、試験問題の請求 (様式CI-6)
- ◆テキスト『キャンプ指導者入門』の注文(様式CI-7)

## │講義・実習の実施後 │※詳細は 4~6 ページ

- ◆登録用紙の回収と確認(4~5ページ)
- ◆資格登録諸経費のとりまとめ
- ◆キャンプインストラクター認定証の授与(5~6ページ)

## |登録申請手続き(試験終了後、3週間以内) |※詳細は 4~6ページ

- ◆養成実施報告書類の提出(様式CI-8)
- ◆登録諸経費内訳書の提出(様式C I 9)

#### 養成実施報告書類の提出後(本協会より)

- ◆受付完了通知書(PDF)の送信(メールまたは FAX)
- ◆会員証等の個人宛て発送
  - ・広報誌 CAMPING は、登録完了後、直近の号から送付いたします。
  - ・受付完了後、1ヶ月を経過しても会員証等が届かない場合は、お問い合わせください。
  - ・次年度扱い(6ページ)の場合は、4月中旬以降に発送いたします。

## 2. 課程認定団体の年度更新手続きについて

#### (1)「団体会費」の納入

「団体会費」の請求書は、毎年4月下旬に発送いたします(年度会費10,000円、非課税)。

#### (2)「養成実施計画書」の提出

養成カリキュラムの実施予定、担当講師の確認のため、「養成実施計画書」(様式CI-5)にご記入のうえ、毎年、5月末日までにFAX、郵送、メール等で提出ください。

なお、養成計画が無くても、必ず毎年の提出をお願いいたします。

#### (3)登録内容の変更

「養成カリキュラムの変更」「担当講師の変更」「団体名称・所在地の変更」等が生じた場合には、「課程認定内容変更申請書」(様式CI-4)をご提出ください。指導者認定委員会で審査いたします。事務担当者の変更については、「養成実施計画書」への記入のみで結構です。



#### 担当講師は、指導者資格の更新をされていますか?

公認指導者への資格更新のご案内は毎年2月上旬に郵送します。登録されている担当講師がキャンプディレクター1級の資格更新をされているかどうか、ご確認をお願いします。

#### 課程認定団体研修会

本協会の指導者養成に関する情報を説明する研修会を開催します。 指導の参考になるポイントを解説します。

日時:2021年5月8日(土) 13:30~16:00

会場:オンライン(Zoom)

※年に1度の研修会です。各団体から最低1名は参加するようお願いいたします。

#### (4)課程認定団体の取り消し

課程認定団体が、認定されていない講師や、カリキュラムと著しく異なる内容で講義・実習を 実施し、虚偽の養成実施報告をした場合、審査会で認定を取り消すことがあります。

#### (5) 課程認定団体の辞退

課程認定団体が、キャンプインストラクター養成を行わなくなった場合には、本協会事務局へ ご連絡ください。

- ・いったん、課程認定団体を辞退した後、キャンプインストラクター養成を再開する場合は、新 規申請と同様の手続きが必要です。
- ・課程認定団体を辞退した後でも、団体会員としての登録は継続することができます。
- ・団体の都合により1年間養成が実施できない場合、団体会員として継続されていれば、辞退 にはなりません。

## 3. 養成プログラムの実施から登録申請手続きまで

- (1)養成プログラムの実施前
- ◆登録用紙と認定証、試験問題の請求

「登録用紙・認定証・試験問題 請求用紙」(様式CI-6)に必要事項をご入力のうえ、以下の 指定期日までに、メールまたはFAXにて事務局までご請求ください。

- ・都道府県キャンプ協会 (A団体)、野外教育団体 (C団体)→開講2週間前
- ・大学、専門学校などの教育機関(B団体)→**閉講 2 週間前**
- ※開講直前に請求用紙を提出されると、郵送が間に合わないケースがあります。余裕をもって お申し込みください。
- ※試験問題①と②は、出題範囲は一緒ですが、設問の対象部分が若干異なります。
- ※試験問題を電子メール等で請求し、団体側で印刷して使用してもかまいません。
- ※実施した試験問題や解答用紙は、日本協会に提出する必要はありません。(各団体保管)

#### ◆テキスト

キャンプインストラクター養成カリキュラム(理論、実技)を実施する際には、必ず下記の テキストを使用してください。(様式 C I - 7)

※講習開始直前に請求用紙を提出されると、資料の郵送が間に合わないケースがあります。 余裕をもって2週間前までにお申し込みください。到着日や送付先を指定したい場合は必ず 明記してください。

名 称 『キャンプ指導者入門 第5版』 B5版、226ページ

発 行 公益社団法人日本キャンプ協会

価格2,200円(税込)

※10冊以上49冊以下購入の場合 →10%引き50冊以上購入の場合 →20%引き

※テキストは本協会直販です。

※お振込み先は、請求書に記載された口座にお願いいたします。

#### 返本について

- ・返本は未精算の場合に限ります。清算済みの返本はお受けできませんのでご了承ください。
- ・返本が発生した場合は、未精算の請求書・納品書とあわせて事務局までお送りください。 (返本に係る送料はご負担ください。)
- ・事務局にて返本を確認後、改めて請求書を再発行し、再送します。
- ◆2020 年度からは Web サイトからのご注文もできます。 下記 URL もしくは QR コードからお申し込みください

テキスト注文フォーム ( https://forms.gle/m4ZXQMnpvQBYtRW99 )



#### (2) 養成プログラムの実施後

#### ◆養成実施報告書類の提出

下記の書類を、すべて整えて本協会にご送付ください。書類到着後、協会事務局にて確認し、 事務担当者宛にメールで受付完了の連絡をいたします。

※養成実施報告書類は、登録費用振り込み後にお送りください。

## |キャンプインストラクター養成実施報告書|(様式СІ-8)

- ・「養成実施期間」は、理論編・実技編のカリキュラムのいずれかが開始された日から、試験が 終了した日までを記入してください。
- ・「資格認定日」は、認定証に記載した日付(西暦年月日)と同じ日を記入してください。
- ※「次年度扱い」にする場合は、認定日の設定がありますので注意してください(6ページ)。

#### <合格者名簿について>

- ・名簿の番号は必ず通し番号にし、登録用紙右下の <※受講Mo> 欄にも記入してください。
- ・下記の場合には合格者名簿に入れないでください。
  - a)登録用紙がない場合 b)登録諸経費が支払われていない場合

#### 登録諸経費内訳書

(様式CI-9)

#### 登録諸経費の内訳

キャンプインストラクターの登録初年度に必要な金額は、下記のとおりです。

受 <b>験</b> 料	公認料	登録料	入会金	年 会日本協会	<ul><li>費</li><li>都道府県</li><li>協会</li></ul>	課程認定 団体 事務手数料	合 計
1,100円	1,100円	1,100円	5,000円	3,000円	2,000円	2,000円	15,300円

<sup>※</sup>上記のうち 2,000 円(課程認定団体手数料)は課程認定団体で収納し、13,300 円×人数分を日本キャンプ協会に 送金してください。

#### <振 込 先>

#### 【郵便振替】

П	座	番	号	0 0 1 9 0 - 3 - 3 4 0 3 1
力口	入	者	名	公益社団法人日本キャンプ協会

#### 【銀行口座】

銀	行	名	三菱UFJ銀行 渋谷中央支店
	座	名	普通預金 №0030235
	座 名	義	シヤ)ニホンキヤンプキヨウカイ

<sup>※</sup>この口座はテキスト代金の振り込み先とは異なります。

#### 登録諸経費納入済のご利用明細書等控えコピー

・ご利用明細書等控えのコピーを(様式CI-9)に貼付し、原本はお手元に保管してください。 但し、貼付ができない場合は、振込日、振込先を必ず記入してください。こちらで確認します。

#### |キャンプインストラクター登録用紙 兼入会申込書(複写式)

・登録用紙は、「登録用紙・認定証・試験問題 請求用紙」(様式CI-6)でご請求ください。

#### ◆記入方法について

- ・登録用紙(兼入会申込書)は、必ず、登録する本人がボールペン等で記入してください。
- ・登録都道府県協会は、本人が自由に選ぶことができます。
- ※次年度扱い(6ページ参照)の場合、学生については、「現住所」欄に<u>4月上旬に確実に郵送物</u>が届く住所を記入するようご指導ください。
- ※<u>キャンプインストラクターの資格登録期限は、講習会終了から1年以内になります。後日、資</u>格登録を希望される方がいた場合は、本協会までご相談ください。

#### 課程認定団体で書類のチェックをお願いします

- ・登録用紙の記入漏れ(生年月日、電話番号〈携帯電話も可〉など)
- ・下記の各項目は課程認定団体で記入してください。
  - <※受講No.> → 合格者名簿の通し番号
  - <※認定日> → 認定証に記載する認定日(西暦年月日)
- ・受講No.(合格者名簿番号)順にそろえてください。
- ・3枚複写のうち、1~2枚目をご送付ください。3枚目は課程認定団体控えとなります。
- ※ご提出いただいた書類に不備がある場合は、登録手続きが保留となります。

スムーズな事務処理のために、申請書類の確認をよろしくお願いいたします。

※現在、ヒューマンエラーによる登録ミス防止、ペーパーレス化に向け、Web フォームでの登録 に移行中です。2022 年度実装を目指し調整中です。追ってご案内申し上げます。

#### 実施カリキュラム資料(理論編・実技編)

・実施カリキュラム内容の確認のため、理論・実技それぞれの実施期日や担当講師、内容等が確認 できる資料を添付してください(キャンプ実習時の参加者用しおりやキャンプ実習報告書など)。

#### お願い・・・・・・学生(受講者)に対して下記の事項を、必ず事前に説明してください。

- ◎キャンプインストラクター資格の登録を完了すると、「本協会」と「希望する都道府県キャンプ協会」の両方に会員として登録されます。
- ◎<u>資格は毎年更新</u>です。資格を維持するためには、登録翌年度より年度会費など(登録する都道府 県協会によって 6,100 円または 7,100 円)の納入が必要です。

#### ◆キャンプインストラクター認定証の授与

キャンプインストラクター認定証は、課程認定団体において必要事項を記入(捺印)して、合格者に授与することができます。<u>すべての講義・実習を受講し、試験に合格し、登録費用の払い込みを完了した者に対して認定証を授与してください。</u>

- ・キャンプインストラクター認定証の用紙は、無料で配布いたします。必ず「登録用紙・認定証・ 試験問題 請求用紙」(様式CI-6)でご請求ください。
- ・この認定証のみでは資格を所有する証明とはなりません。登録完了後に個人宛に送付される 「会員証」と併せて有効となります。
- ・授与した認定証は大切に保管するように伝えてください。

#### 課程認定団体においてキャンプインストラクター認定証に記載(捺印)する事項



### (3) 認定日の設定と報告書類の提出について

キャンプインストラクター養成実施報告書類は、すべてのカリキュラムを修了した日から、3週間以内にご提出ください。なお、カリキュラムの修了時期および認定証の交付が、12月1日~2022年3月末日までに該当する場合は、「次年度扱い」としての取り扱いを行います。

#### 【認定日について】

THE COVE					
	通常期(当該年度扱い)	次年度扱い			
受付期間	4月1日~12月14日 協会到着分まで	12月15日~2022年3月末日 協会到着分まで**			
資格認定日 の設定	原則として試験終了日 ただし、登録諸費用が納入済みの場合 (4月~11月までに実施した場合 はこちらに該当いたします)	<b>2022年4月1日</b> (12月~3月に実施および通年で実施 の場合はこちらに該当いたします)			
登録諸費用の 納入時期	実施報告書類の送付前まで	12月1日以降			
会員証等の 個人発送	書類受付が完了してから 約 2~3 週間前後に発送	4月2週目以降に発送*			
資格・会員 の有効期間	登録完了時~2022年3月末日	2022年4月1日~2023年3月末日			
会員サービス の開始	会員証到着時から	2022年4月1日から			

※次年度登録者への会員証等の発送は、会報誌「CAMPING」春号の発行以降の発送となるため、4月2週目以降となります。また、3月以降にご提出の場合は、発送が4月下旬頃となります。ご了解いただくとともに、受講生にその旨をお伝えください。

#### (4) 会員証等の個人宛発送

- ・報告書類を受領しましたら、受付完了通知(PDF)を送付致します。その後、3週間以内に (次年度扱いの場合を除く)本協会より各個人宛でに、下記のものを直接郵送いたします。 転居先不明などの理由で郵送物が返送された場合は、帰省先住所へ転送します。
- ※郵便物が届かない場合は、課程認定団体へ照会することがあります。

#### ◆個人宛て発送物の内容

- 1. しおり「公益社団法人日本キャンプ協会へようこそ」 (公益社団法人日本キャンプ協会定款を収録しています)
- 2. キャンプインストラクター資格章(手ぬぐい)
- 3. (公社)日本キャンプ協会会員証・資格証(カード) ※当該年度有効のもの
- 4. 会報「CAMPING」 ※登録処理完了後の直近の号から送付いたします。



資格章 (手ぬぐい)



会員証 (カード)

#### 5. 口座振替のご案内・依頼書

※お手続きいただくこと、ご指定の口座から会費を自動引き落としにできます。 手数料は本協会が負担します。

## 4. キャンプインストラクター資格取得後について

(1)上級資格(キャンプディレクター)を設けています

日本キャンプ協会では、キャンプインストラクターの上級資格として、キャンプディレクター2級、キャンプディレクター1級を設けています。2015年度より課程認定団体でのキャンプディレクター2級の養成が可能です。

パソコンやスマホ等の普及により、子どもたちの体験活動が不足し、社会性や対人能力(コミュニケーション能力)が低下していることが、大きな社会問題となっています。また、毎年のように発生する自然災害に対し、非常時における備えの重要性が社会的に注目をあびています。こうした中で、キャンプのスキルや指導力を有するキャンプ指導者の活躍の場は、今後ますます広がっていくことが予想されます。

キャンプディレクターの養成は、単に、キャンプをマネジメントできる人材を養成するだけではなく、身のまわりにある様々な問題に関心を持ち、自らその解決のために行動する、未来のリーダーを育てる「人づくり」といえます。ぜひ、1人でも多くの方に、キャンプディレクターの取得を目指してもらいたいと願っています。

※キャンプディレクター養成講習会の内容・日程等は WEB サイトでご案内します。

https://camping.or.jp/leader/instructorclass



#### <日本キャンプ協会の沿革>

1861年にフレデリック・ウイリアム・ガンが北米コネティカット州で始めた組織キャンプは、今年で 160周年を迎えることとなりました。また、日本にキャンプがやってきてから 100年の時間が流れました。キャンプは自然の中で営まれ、そこで展開されるさまざまな活動がキャンパーにさまざまなインパクトをもたらし、一生ものの体験として一人ひとりのキャンパーの成長を支えてきました。このキャンプを導く人々の集まりとして発足したのが「日本キャンプ協会」であり、今から 55年前、1966年に設立されました。日本キャンプ協会は、つねにその時代に必要とされるキャンプを追求しながら「Camping for All (すべての人々にキャンプを)」の願いのもとにキャンプの普及活動を続けてきました。

- 1965 キャンプ研究懇談会発足
- 1966 日本キャンプ協会設立
- 1967 第1回全国キャンプ指導者養成講習会
- 1971 第1回学校キャンプ指導者養成講習会
- 1972 第1回全国野外活動施設運営・管理に関する研究協議会
- 1974 事務局を現在地に設置
- 1975 キャンプ指導者資格検定制度開始 第1回キャンプアカデミー
- 1978 「CAMPING」創刊
- 1979 キャンプ場認定事業開始
- 1981 「キャンプ指導のてびき」発刊 障害者の野外活動研究会
- 1982 第1回幼児キャンプ指導者養成講習会
- 1987 国際キャンプ連盟加盟
- 1990 社団法人として認可
- 1991 第1回全国キャンプ大会
- 1992 第1回高齢者キャンプ指導者講習会
- 1994 優良キャンプ場基準制定
- 1995 第1回全国シニアキャンプ大会 キャンプソングコンテスト
- 1997 第1回日本キャンプ会議
- 1998 文部大臣事業認定キャンプディレクター資格制度開始
- 1999 第1回全国痴呆性老人キャンプ大会
- 2000 第5回国際キャンプ会議(東京)
- 2001 第1回キャンプ場ミーティング キャンプインフォメーションセンター開設
- 2003 第1回自然体験活動青年ミーティング
- 2004 アジアキャンプ連盟設立
- 2005 キャンプ安全標語の公募
- 2006 新指導者養成制度開始
- 2007 静岡県立朝霧野外活動センター指定管理受託 (現在継続中)
- 2008 文部科学省委託事業 青少年体験活動総合プラン指導者養成講習会開始
- 2011 日本キャンプ協会設立 45 周年
- 2012 公益社団法人として認定
- 2016 日本キャンプ協会設立 50 周年 第 6 回アジアオセアニアキャンプ大会 (東京)
- 2017 ビジョン 2020 スタート
- 2019 文部科学省認定事業 教員免許状更新講習開始
- 2020 新型コロナウイルス感染拡大防止キャンプ運営ガイドラインの公開 新型コロナウイルス影響下における青少年教育に関わる 5 団体による共同声明
- 2021 日本キャンプ協会設立 55 周年

#### 公益社団法人 日本キャンプ協会 会員規程

(趣 旨)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本キャンプ協会(以下「本会」という。) 定款に定めるもののほか、会員に 関し必要な事項を定めるものである。

(正会員)

- 第2条 本会の目的に賛同する個人の普通会員で総会によって承認された者は、正会員となることが出来る。
  - 2 第1項第1号の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(普通会員)

第3条 本会の目的に賛同する個人または団体は、会長の承認を得て普通会員となることが出来る。

(賛助会員)

第 4 条 本会の事業を賛助する個人または団体は、会長の承認を得て賛助会員となることが出来る。

(名誉会員)

第 5 条 本会に功労のあった者で総会の議決をもって推薦された者は、会長の承認を得て名誉会員となることが出来る。

(入 会)

第6条 会員として入会しようとする個人又は団体は所定の入会申込書を提出しなければならない。

(経費の負担)

- 第7条 正会員及び普通会員、若しくは賛助会員は、本会の事業活動に経常的に生ずる費用に充てるため、入会した時及び毎年、総会で決定された額を支払う義務を負う。但し、総会で承認された正会員(個人の普通会員)は正会員の額を支払うこととする。
  - 2 名誉会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(入 会 金)

- 第 8 条 定款第7条に定める入会金は、以下のとおりとする。
  - (1) 正会員 5,000円
  - (2) 普通会員 5,000円 普通会員(団体) 10,000円
  - (3) 賛助会員 10,000円
  - (4) 名誉会員 免除

(年会費)

- 第9条 定款第7条に定める年会費は、以下のとおりとする。
  - (1) 正会員 3,000円
  - (2) 普通会員 3,000円 普通会員(団体) 10,000円
  - (3) 賛助会員 30,000円(1口)
  - (4) 名誉会員 免除

(会員の権利)

- 第10条 会員はキャンプを普及する喜びを享受するほか、次の各号に定める権利を有する。
  - (1) 本会主催の事業への参加
  - (2) 資質向上を図るための講習会、研修会等への参加
  - (3) 地域における交流事業及び国際交流事業への参加
  - (4)機関紙の収受
  - (5) 各種情報及び資料の提供

(会費の納入)

第11条 第8条の入会金及び第9条の会費は、毎事業年度における合計額の50%以上を当該年度の公益目的事業 に使用し、50%以下を法人の管理運営のために使用する。

#### (会員の資格喪失)

- 第12条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。
  - (1) 退会したとき
  - (2) 後見開始又は保佐開始の審判を受けたとき
  - (3) 死亡し、又は失踪宣告を受けたとき
  - (4) 正当な理由なく会費を当該年度終了後においても1年以内に納入しない場合であって、かつ、催促に応じないとき
  - (5) 除名されたとき

#### (退 会)

- 第13条 会員は、いつでも退会届を本会に提出することにより、任意に退会することができる。
  - 2 前項の場合、既納の入会金、会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

#### (正会員の除名)

- 第14条 正会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、総会において、社員総数の3分の2以上の議決に基づき、当該正会員を除名することができる。
  - (1) 本会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に違反したとき
  - (3) 正会員としての重要な義務を履行しないとき
  - (4) その他正当な事由があるとき
  - 2 前項の規定により正会員を除名しようとするときは、会長は当該正会員に対し、除名の決議を行う総会の 1週間前までに、理由を付して除名する旨の通知をなし、総会において弁明の機会を与えなければならない。
  - 3 会長は、前項の規定により除名が決議されたときは、当該正会員に対し、除名した旨を通知しなければならない。

#### (普通会員、賛助会員、名誉会員の除名)

- 第15条 普通会員、賛助会員又は、名誉会員が、次の各号のいずれかに該当するときは、理事会において、過半数の決議に基づき、当該会員を除名することができる。
  - (1) 本会の定款、規則又は総会の決議に違反したとき
  - (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に違反したとき
  - (3) 会員としての重要な義務を履行しないとき
  - (4) その他正当な事由があるとき

#### (細 則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

#### (改 廃)

第17条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

#### 附 則

この規程は、公益社団法人日本キャンプ協会の設立の登記の日から施行する。

この規程は、2018年6月9日から施行する。

## 公益社団法人日本キャンプ協会

〒151-0052 東京都渋谷区代々木神園町 3-1 国立オリンピック記念青少年総合センター内 電話 03-3469-0217 FAX 03-3469-0504

E-mail:ncaj@camping.or.jp https://camping.or.jp